



取組み項目	取組の評価
組織体制の見直し	達成半ばである
経営基盤の充実・強化	ほとんど達成していない
役員数及び給与制度の見直し	十分達成している
財政的関与の見直し	ほとんど達成していない
人的関与の見直し	ある程度達成している
経営情報の開示	ある程度達成している

【総 評】

- 当部会としてはこれまで、微量PCB汚染廃電気機器等の処理が、これまで以上の収支改善につながる取組として期待を持って見守ってきたところであるが、県出資法人改革プランの最終点検評価となる現時点では、今後の収支改善見込み及び債務超過解消の進展度が明確に算出できないとのことであり、このような経営見通しの下では、自力での存続は不可能と判断せざるを得ない。
- 当部会としては、このような当法人の状況を踏まえると、別途当法人の存廃も含めた抜本的な経営改革策の検討を行うことが不可欠と認められるため、これを目的とする外部の有識者、学識経験者等による経営検討委員会（仮称）の設置を提言したい。
- 新公益法人制度への移行後、財団法人として存続していくためには、移行後、2期目までには債務超過を解消し、純資産額300万円以上とすることが前提となる。このため、公正妥当と認められる会計基準に基づき、減損会計の適用等も検討したうえで適正な資産の評価を行い、法人の実態を正確に表した財務諸表の作成と、これに併せて合理的な見込みに基づく収益計画の策定を行い、解消すべき債務超過の処理見込みなどを明らかにする必要がある。
そのうえで、経営検討委員会や関係機関で対応策を検討するとともに、県民への説明責任を果たすためにも、適切な情報開示に留意していただきたい。
- 当部会としては、当法人の経営状況に対し厳しい評価をせざるを得ないが、当施設が、処理困難物を受け入れることができる高度な処理能力を有するとともに、「ゼロエミッション（埋立物ゼロ）」を達成する循環型社会に必要なものとの認識をしていることを付記する。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

【評 価：達成半ばである】

- 役員は11名（平成19年度までは20名）で、出資関係者、学識経験者などが就任している。役員全員が非常勤であることから、組織体制強化のための役員の常勤化については、現在の経営状態から直ちに設置することは困難であるが、「民間の産業廃棄物の処理」を加味した経営にシフトすることを踏まえ、対外的な交渉能力や経営感覚に優れた民間出身者等の理事等への登用について検討することとしている。
- 事業運営は、事務局8名（県循環型社会推進課の職員が兼務。平成19年度までは9名）東予事業所3名（平成19年度までは4名）の職員で当たっている。当法人が行う循環型社会の構築に向けたモデル事業を円滑に行うため、県が実質的に主導的な役割を担ってきたところから、事務局は全員循環型社会推進課職員が兼務し、今後も関与を継続することとしている。

〔公益法人制度改革への対応〕

- 新公益法人制度においては、新制度法人へ移行後、2期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散することとされており、債務超過を解消しなければ財団法人として存続することができないが、当法人としては、平成22年7月から本格的に稼働し始めた微量PCB汚染物の処理が当法人の経営改善に大きく貢献すると認識しており、平成22年度以降、単年度ベースで黒字化が図れるとの認識のもと、現在、その精査を行っているところであり、この結果を見定めたくうえで、移行の方向性・時期について決定していくこととしている。
- 当部会としては、新制度法人への移行方針を決定するため、経営改善状況を見極めようとすることは理解できるが、このままでは移行申請時機を失してしまうのではと危惧しており、できるだけ早い時期に移行の方向性等を決定する必要があると考える。

(2) 経営基盤の充実・強化	【評 価：ほとんど達成していない】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の計画処理量を確保するため、平成 17 年度末に地元との覚書を見直し、中・南予の地方自治体からの廃棄物も搬入可能としたほか、全国でも数少ない高度処理施設である特色を生かし、通常の焼却や埋立てでは処理できない処理困難物を中心とした「民間の産業廃棄物の処理」を加味した経営にシフトしているところであり、このため、東予地区の民間事業所の個別訪問を行っている。 ・ 社会情勢の変化により硫酸ピッチ・肉骨粉・廃農薬など新たな適正処理困難物の処理にも当たっているほか、平成 19 年 4 月から産業廃棄物処理品目（ばいじん、廃アルカリなど）を追加している。 ・ 市町搬入廃棄物の定期的処理料金を値上げし、収入増を図るようにしていたが、関係市町の厳しい財政状況を踏まえ値上げを延期している。 ・ 燃費効率の改善はほぼ限界であるため、ウェイトの高い施設修繕費等についても、修繕方法の改善や競争原理の導入により徹底したコスト削減に取り組んでいる。 ・ 通常の焼却や埋立てでは処理できない処理困難物である微量 P C B 汚染廃電気機器等の無害化処理施設に、平成 22 年 6 月、全国で初めて環境大臣の認可を受けた。 ・ 当法人の債務超過額は、平成 21 年度末現在、1,468,764 千円となっている。ここまでの債務超過に至った要因は、多額の設備整備費の大部分を借入れとし、事業収益で返済する予定であったところ、リサイクルの進展などにより搬入量が計画量を下回ったこと、モデル施設として高度な処理を行うためコストが高いうえに、近年では支出額で大きなウェイトを占める燃料の重油価格が高騰したことなどから、大幅な赤字が続いたことによる。 ・ 当法人では、上記のとおり経営改善策を講じてきたものの、毎年、債務超過額を増加させているが、微量 P C B 汚染廃電気機器等の無害化処理施設の認可を受けたことにより単年度ベースでは収益改善が今後見込まれるとされているものの、その額は実際にどのくらい見込めるか、しばらく状況を見てもないと明確にならないとしている。 	
(3) 役職員数及び給与制度の見直し	【評 価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員数は 20 名であったが、財団機能が高められるよう実態に即した人選を平成 18 年度末の理事改選時に行い、理事を法人経営に関与が強い団体の関係者に絞るなど、経営実態に則した大幅な入替えと減員（18 名 9 名）を行うとともに、融資金融機関関係者を監事とし、経営機能の強化を図った。 職員数は、東予事業所の職員について、平成 19 年度までは 5 名（県派遣職員 1、県退職者 1、プロパー 2、臨時職員 1）の体制であったが、人件費の抑制のため、平成 20 年度からは 4 名（県退職者 1 名を削減）に見直し、必要最低限の人数としている。 ・ 職員給与については県職員に準じ給与カットを実施している。 	

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し	【評 価：ほとんど達成していない】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設費償還金及び運営費への補助を行うとともに、運営資金の短期貸付については平成 21 年度で 1,980,000 千円となっている。県、関係市町、当法人が連携し、微量 P C B 汚染物の処理を始めとする経営改善に努め、可能な限り県の財政的支援の軽減に努められたい。 	
(2) 人的関与の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 改革期間中（平成 18 年度から 21 年度までをいう。）県民環境部長が専務理事に就任し、事務局 9 名は県職員を兼務させているが、循環型社会のモデルとして、県が主導的に関与する必要があることは認められる。 ・ 東予事業所の所長については、県から専門性を有する者（化学の技術職員）等を置き、地元との信頼関係を損なわないように努めている。 	

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営情報について、法人ホームページにて公表している。なお、財務諸表に対する注記で、継続事業の前提に関する記述がない等の点が見受けられたので、財務諸表について法人所管課とも協議のうえ必要な修正を行うこと。 ・ 改革期間中の平成 20 年度に新たな法人独自のホームページを開設し、情報提供を行っている。 ・ 情報公開要綱を定めている。 	